

【富士見市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会でのボランティア保険の保険料の支払手続き方法の一部変更について】

令和4年1月17日よりゆうちょ銀行の料金新設・改定が行われることに伴い、富士見市社会福祉協議会および、市内各区社会福祉協議会でのボランティア保険の支払い手続き方法を下記のとおり変更します。

保険種類	変更前	変更後
ボランティア活動保険	社会福祉協議会窓口にて保険料を支払（手数料は0円）	社会福祉協議会窓口にて保険料を支払（手数料は0円）
ボランティア行事保険	郵便局窓口にて現金でのお支払いした場合や料金受取人負担の払込取扱票を用いて、ゆうちょ銀行の通帳またはカードを利用してのお支払いの場合でも手数料は発生しません。	郵便局窓口にて現金でのお支払いした場合、手数料が発生します。（手数料110円） 料金受取人負担の払込取扱票を用いて、ゆうちょ銀行の通帳またはカードを利用してのお支払いの場合は、手数料は発生しません。

※ボランティア活動保険の保険については、手続き方法に変更ございません。

※支払う箇所は任意にお選びいただけます。

※富士見市内の各社会福祉協議会での取り扱い方法の変更となります。

富士見市外についてはそれぞれの社会福祉協議会の取扱方法をご確認ください。

※取扱方法の変更があるのはボランティア活動保険のみとなります。その他の取扱については変更ありません。郵便局での払込と社協窓口での手続きをお願いします。

(ゆうちょ銀行 HP より抜粋)

各種払込みサービスを現金で利用する場合の料金加算

窓口やATMにおける各種払込みサービスのご利用にあたって、現金でお支払いの場合には、1件ごとに料金110円が加算されます。

「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)の払込取扱票による払込みなど、受取人様が払込み料金を負担する場合であっても、加算料金は払込人様にお支払いいただきます。

通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合、料金に変更はございません。

<対象サービス>

通常払込み、ゆうちょ Pay-easy (ペイジー) サービス、電信払込み